

鳥取県告示第642号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成20年9月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第3号の資金	<u>年1.7パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	<u>年1.8パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	<u>年2.325パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	<u>年2.425パーセント</u>	略
その他の資金	<u>年1.7パーセント</u>	略	その他の資金	<u>年1.8パーセント</u>	略